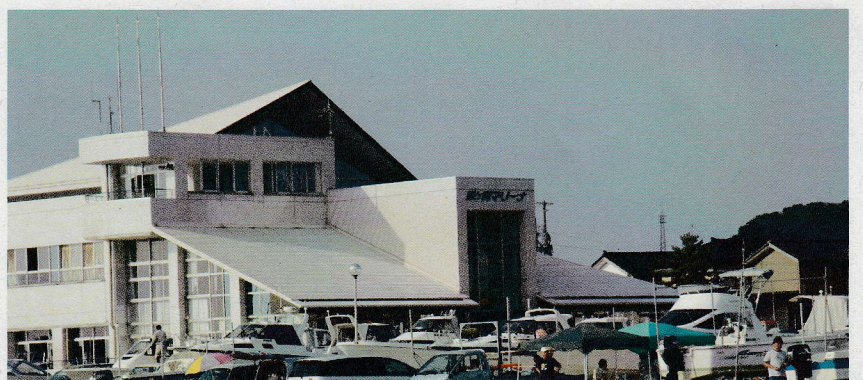


# 鼠ヶ関マリーナ 施設使用料金表

令和元年10月1日～

使用区分		棧橋・浮棧橋・物揚場	棧橋・浮棧橋・物揚場 (県内在住者)	船舶保管施設		船舶保管施設 (県内在住者)		
ヨット	1. デインギー型ヨット	6時間までごとに 310円	6時間までごとに 206円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	1,300円 6,600円	1日につき 1月につき	866円 4,400円	
	2. デインギー型ヨット以外	長さ5m未満のもの	6時間までごとに 650円	6時間までごとに 433円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	2,460円 12,430円	1日につき 1月につき	1,640円 8,286円
		長さ5m以上 6メートル未満のもの	6時間までごとに 810円	6時間までごとに 540円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	2,970円 14,910円	1日につき 1月につき	1,980円 9,940円
		長さ6m以上 7メートル未満のもの	6時間までごとに 920円	6時間までごとに 613円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,470円 17,400円	1日につき 1月につき	2,313円 11,600円
		長さ7m以上 8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,050円	6時間までごとに 700円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,960円 19,890円	1日につき 1月につき	2,640円 13,260円
		長さ8m以上のもの	6時間までごとに1,050円に 長さが7mを超える1mごと に310円を加えた額	6時間までごとに700円に 長さが7mを超える1m ごとに 206円を加えた額	使用期間が1月未満の場合 1日につき3,960円に長さが7mを 超える1mごとに1,230円を加えた額 " 1月以上 " 1月につき19,890円に長さが7mを 超える1mごとに6,200円を加えた額	1日につき2,640円に 長さが7mを超える1mごとに 820円を加えた額 1月につき13,260円に 長さが7mを超える1mごとに 4,133円を加えた額		
	モーターボート	1. 和船型モーターボート	長さ5m未満のもの	6時間までごとに 700円	6時間までごとに 466円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	2,460円 12,930円	1日につき 1月につき
長さ5m以上 6メートル未満のもの			6時間までごとに 860円	6時間までごとに 573円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,210円 15,540円	1日につき 1月につき	2,140円 10,360円
長さ6m以上 7メートル未満のもの			6時間までごとに 970円	6時間までごとに 646円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,710円 18,160円	1日につき 1月につき	2,473円 12,106円
長さ7m以上 8メートル未満のもの			6時間までごとに 1,140円	6時間までごとに 760円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	4,210円 20,760円	1日につき 1月につき	2,806円 13,840円
長さ8m以上のもの			6時間までごとに1,140円に 長さが7mを超える1mごと に380円を加えた額	6時間までごとに760円に 長さが7mを超える1m ごとに 253円を加えた額	使用期間が1月未満の場合 1日につき4,210円に長さが7mを 超える1mごとに1,350円を加えた額 " 1月以上 " 1月につき20,760円に長さが7mを 超える1mごとに6,450円を加えた額	1日につき2,806円に 長さが7mを超える1mごとに 900円を加えた額 1月につき13,840円に 長さが7mを超える1mごとに 4,300円を加えた額		
2. 1以外のモーターボート			長さ5m未満のもの	6時間までごとに 860円	6時間までごとに 573円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,120円 15,700円	1日につき 1月につき
		長さ5m以上 6メートル未満のもの	6時間までごとに 1,030円	6時間までごとに 686円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	3,860円 18,860円	1日につき 1月につき	2,573円 12,573円
		長さ6m以上 7メートル未満のもの	6時間までごとに 1,230円	6時間までごとに 820円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	4,470円 22,020円	1日につき 1月につき	2,980円 14,680円
		長さ7m以上 8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,400円	6時間までごとに 933円	使用期間が1月未満の場合 1日につき " 1月以上 " 1月につき	5,060円 25,140円	1日につき 1月につき	3,373円 16,760円
		長さ8m以上のもの	6時間までごとに1,400円に 長さが7mを超える1mごと に440円を加えた額	6時間までごとに933円に 長さが7mを超える1m ごとに 293円を加えた額	使用期間が1月未満の場合 1日につき5,060円に長さが7mを 超える1mごとに1,550円を加えた額 " 1月以上 " 1月につき25,140円に長さが7mを 超える1mごとに7,850円を加えた額	1日につき3,373円に 長さが7mを超える1mごとに 1,033円を加えた額 1月につき16,760円に 長さが7mを超える1mごとに 5,233円を加えた額		

使用区分	使用料	
ウインチ	長さ5m未満のもの	1回につき 610円
	長さ5m以上のもの	1回につき 920円
上下架 クレーン	長さ6m未満のもの	1回につき 1,110円
	長さ6m以上のもの	1回につき 1,330円
駐車場	原動機付自転車 及び自動二輪車	1日につき 170円
	普通自動車及び 小型特殊自動車	1日につき 340円
	大型自動車及び 大型特殊自動車	1日につき 1,230円
給水施設	1基30分までごとに	220円
給電施設	1基30分までごとに	330円
牽引車	1回につき	120円
シャワー	1回につき	220円
会議室	1時間につき	360円
研修ホール	1時間につき	1,150円
// 照明設備	1時間につき	1,220円



◎お問い合わせ先◎  
 〒999-7126 山形県鶴岡市鼠ヶ関字原海150  
 鼠ヶ関マリーナ管理事務所  
 TEL/FAX 0235-44-3199 又は  
 〒997-0825 山形県鶴岡市小真木原町2-1  
 鶴岡市小真木原総合体育館内 鶴岡市教育委員会スポーツ課  
 TEL:0235-25-8131 FAX:0235-25-8134